

府 公 第 151 号

令和 8 年 9 月 14 日

公文書管理委員会

委員長 殿

内閣総理大臣

諮 問 書

下記について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第29条第 1 号の規定に基づき、諮問します。

記

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 8 年法律第 62号）により、法第 2 条第 1 項が改正されることに伴い、別紙のとおり、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第 1 条の改正を行うこと。

政令第 号

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (抄)

内閣は、防災庁設置法(令和八年法律第六十一号)及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和八年法律第六十二号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、この政令を制定する。

第一条(十六条 (略))

(公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正)

第十七条 公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(法第二条第一項第五号及び第七号の政令で定める機関)」に改め、同条第一項中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第七号」に改める。

第十八条～三十一条（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年 月 日）から施行する。ただし、第四条の規定（災害対策基本法施行令附則中第三項を削り、同令附則第四項を同令附則第三項とする改正規定に限る。）及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条～六条（略）

理 由

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、災害救助法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文
(抄)

○ 公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）（抄）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二条第一項第五号及び第七号の政令で定める機関） 第一条 公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）<u>第二</u> 条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 2 法第二条第一項第七号の政令で定める特別の機関は、検察庁と する。	（法第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関） 第一条 公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）<u>第二</u> 条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 2 法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁と する。